

# 高知県立高知城歴史博物館 第3期指定管理者審査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 高知県文化生活部歴史文化財課が所管する高知県立高知城歴史博物館の第3期（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間）の指定管理者の候補者を、公平かつ適正に選定するため、高知県立高知城歴史博物館第3期指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、学識経験者その他文化生活部長が適当と認める者のうちから文化生活部長が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員は5名以内とし、委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって決定する。
- 4 委員長は、委員会を総理する。

## (会議)

第3条 委員会は文化生活部長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

## (業務)

第4条 委員会は、高知県が高知県立高知城歴史博物館の第3期指定管理者の候補者を選定するに当たって、指定管理者の指定を申請した法人その他の団体が提出する事業計画書等の審査及び指定管理者の候補者の順位付けを行う。

## (報告)

第5条 委員長は、委員会が前条の業務を行ったときは、その結果を知事に報告するものとする。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化生活部歴史文化財課において処理する。

## (任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年11月12日から施行する。